

新旧対照表

○公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 水道水 水道法（昭和32年法律第177号）に規定する<u>水道事業の用に供する水道、専用水道又は貯水槽水道から</u>供給される水をいう。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>上がり用湯</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。</p> <p>(7) <u>上がり用水</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(9) 貯湯槽 原湯又は上がり用湯を貯留するための槽をいう。</u></p> <p>(衛生措置等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前2項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場に係る衛生措置等の基準は、別表第1に掲げるものとする。ただし、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室であつて、知事が公衆衛生上支障がないと認める場合は、同表の1の項(2)（浴槽水に係る部分に限る。）、(4)から(7)まで、<u>(9)、(14)及び(16)</u>並びに同表の2の項(10)から<u>(16)まで及び(18)</u>に掲げる基準は、適用しない。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 衛生措置の基準</p> <p>(1) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水</u>並びに浴槽水は、規則に定める基準（以下「水質基準」という。）に適合するように水質の管理をすること。</p> <p>(2) 浴槽水は、1年に1回以上、原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 水道水 水道法（昭和32年法律第177号）に規定する<u>給水装置により</u>供給される水をいう。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>上り用湯</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。</p> <p>(7) <u>上り用水</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(衛生措置等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前2項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場に係る衛生措置等の基準は、別表第1に掲げるものとする。ただし、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室であつて、知事が公衆衛生上支障がないと認める場合は、同表の1の項(2)（浴槽水に係る部分に限る。）、(4)から(7)まで<u>及び(11)から(14)まで</u>並びに同表の2の項(10)から<u>(14)まで及び(16)</u>に掲げる基準は、適用しない。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 衛生措置の基準</p> <p>(1) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u>並びに浴槽水は、規則に定める基準（以下「水質基準」という。）に適合するように水質の管理をすること。</p> <p>(2) 浴槽水は、1年に1回以上、原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u>は、</p>

新	旧
<p>は、浴槽水が水質基準に適合しなかつた場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。</p> <p>(3) 原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水</u>が水道水以外の場合は、公衆浴場の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあつては、1週間に1回以上、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。</p> <p>(6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1リットル中<u>0.4ミリグラム</u>以上とすること。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合</u>において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が適当と認めたときは、この限りでない。</p> <p><u>ア 原湯又は原水の水素イオン濃度指数又はアンモニア性窒素等の濃度が高く、遊離残留塩素の消毒の効果が期待できないため、この基準を適用することが不適切な場合</u></p> <p><u>イ 原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合</u></p> <p><u>ウ 他の消毒方法を使用する場合</u></p> <p>(7) <u>ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等(以下「ろ過器等」という。)</u>を設け、浴槽水を循環させる場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p><u>ア ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で洗浄を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部を消毒すること。</u></p> <p><u>イ 湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管は、1週間に1回以上、内部の汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。</u></p>	<p>浴槽水が水質基準に適合しなかつた場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。</p> <p>(3) 原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u>が水道水以外の場合は、公衆浴場の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあつては、1週間に1回以上、<u>逆洗浄その他の適切な清浄方法で、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「ろ過器等」という。)</u>内の汚れを排出し、ろ過器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、<u>浴槽は</u>、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。</p> <p>(6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1リットル中<u>0.2ミリグラム</u>以上とすること。ただし、<u>原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合</u>において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が適当と認めたときは、この限りでない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>ウ 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。</u></p> <p><u>(8) ろ過器を設けず、加温設備その他浴槽水を循環し、又は貯留する設備と浴槽を配管で接続し、浴槽水を循環させる場合にあつては、これらの設備及び配管にレジオネラ属菌が繁殖しないように定期的に適切な方法で清掃、洗浄又は消毒を行うこと。</u></p> <p><u>(9)・(10) (略)</u></p> <p><u>(11) 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒を行うこと。</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(13) 浴槽と水位計をつなぐ配管がある場合にあつては、定期的に適切な消毒方法で生物膜を除去すること。</u></p> <p><u>(14) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置している場合にあつては、定期的に清掃及び消毒を行うこと。この場合において、浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等及びろ過器等について点検を行い、生物膜を除去する等の適切な衛生措置を講ずること。</u></p> <p><u>(15) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調節箱は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</u></p> <p><u>(16) 浴槽からあふれた湯水（以下「オーバーフロー水」という。）又はオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあつては、オーバーフロー水を回収する配管（以下「オーバーフロー還水管」という。）及び回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。</u></p> <p><u>(17)～(19) (略)</u></p> <p><u>(20) 原湯、原水、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水の水質検査記録及び遊離残留塩素の検査記録は、検査の日の翌日から起算して3年間保管すること。</u></p> <p><u>(21) おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、知事が利用形</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7)・(8) (略)</u></p> <p><u>(9) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等すべての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) 集毛器は、毎日清掃すること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(12) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置している場合にあつては、浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等及びろ過器等の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講ずること。</u></p> <p><u>(13) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱は、定期的に清掃すること。</u></p> <p><u>(14) オーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあつては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。</u></p> <p><u>(15)～(17) (略)</u></p> <p><u>(18) 原湯、原水、上り用水、上り用湯及び浴槽水の水質検査記録及び遊離残留塩素の検査記録は、検査の日の翌日から起算して3年間保管すること。</u></p> <p><u>(19) 10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、知事が利用形態から風</u></p>

新	旧
<p>態等から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 構造設備の基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 浴室の床は、コンクリート、タイル等の耐水性材料を用い、浴用に供した汚水は、屋外の下水溝に完全に排出する構造とすること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 浴槽は、耐水性材料を用い、かつ、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接触させない構造とすること。</p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(9) 貯湯槽は、次に掲げる構造とすること。</u></p> <p><u>ア 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備を設けること。</u></p> <p><u>イ 貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。</u></p> <p><u>(10) 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。</u></p> <p><u>(11)～(13) (略)</u></p> <p><u>(14) ろ過器等は、完全に排水できる構造とすること。</u></p> <p><u>(15) オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。</u></p> <p><u>(16) (略)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(17) 気泡発生装置等を設置する場合にあつては、連日使用している浴槽水を用いる構造ではないこと。この場合において、気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。</u></p> <p><u>(18) (略)</u></p>	<p>紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 構造設備の基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 浴室の床は、コンクリート、タイル等の耐水材料を用い、浴用に供した汚水は、屋外の下水溝に完全に排出する構造とすること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 浴槽は、耐水材料を用い、かつ、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接触させない構造とすること。</p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(9) 貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等すべての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(10)～(12) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(13) 回収槽の水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p><u>(15) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(16) (略)</u></p>

新	旧
<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 衛生措置の基準 (1)～(4) (略) (5) 別表第1の1の項(1)、(2)（浴槽水に係る部分を除く。）、(3)、 (8)、<u>(10)から(13)まで、(15)及び(17)から(20)まで</u>に掲げる基準を有すること。</p> <p>2 構造設備の基準 (1)～(8) (略) (9) 別表第1の2の項(2)から(9)まで及び<u>(17)</u>に掲げる基準を有すること。</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 基準の適用除外 前2項の基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室にあつては、別表第1の1の項(2)（浴槽水に係る部分に限る。）、(4)から(7)まで、<u>(9)、(14)及び(16)</u>並びに同表の2の項(10)から<u>(16)まで及び(18)</u>の基準は、適用しない。</p>	<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 衛生措置の基準 (1)～(4) (略) (5) 別表第1の1の項(1)、(2)（浴槽水に係る部分を除く。）、(3)、 (8)<u>から(10)まで及び(15)から(19)まで</u>に掲げる基準を有すること。</p> <p>2 構造設備の基準 (1)～(8) (略) (9) 別表第1の2の項(2)から(9)まで及び<u>(15)</u>に掲げる基準を有すること。</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 基準の適用除外 前2項の基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室にあつては、別表第1の1の項(2)（浴槽水に係る部分に限る。）、(4)から(7)まで<u>及び(11)から(14)まで</u>並びに同表の2の項(10)から<u>(14)まで及び(16)</u>の基準は、適用しない。</p>